

会 長	会長代理	事務局長	係 長	主 査	係 員

太良町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年3月3日（水）午前9時
2. 開催場所 太良町総合福祉保健センター「しおさい館」2階
3. 出席委員 （19名）

農業委員 （8名）

会長

8番 秀島 克博

1番 澤山 直人

2番 辻 和久

3番 山口 秀行

4番 福江 晋

5番 川崎 豊洋

6番 堤 こずえ

7番 水田 武次郎

農地利用最適化推進委員 （11名）

久我 定幸

池田 信文

木村 覚

榊原 照博

蕪竹 敏治

池田 保吉

中島 政秀

築 善作

内田 秀敏

永渕 久留美

松本 広喜

4. 議事日程

- 議案第79号 農地法第18条第6項の規定による解約報告について
議案第80号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
議案第81号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
議案第82号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第83号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（あっせん）

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 川島 安人
農地係長 杉本 久美子
主 事 石崎 志朗

6. 会議の概要

発言者	内容
議長	<p>おはようございます。ただ今から第21回総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は、農業委員8名、推進委員11名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>今回の議事録署名者ですが、4番の福江委員と5番の川崎委員よろしくお願ひします。さっそく審議に入りたいと思います。</p> <p>本日の提出議案は、議案第79号1件、議案第80号2件、議案第81号2件、議案第82号1件、議案第83号2件となっております。</p> <p>それでは議案第79号、農地法第18条第6項の規定による解約報告について、別紙関係人より解約報告を受理したので、報告します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>次の議案第79号1番と議案第81号農地法第5条の規定による許可申請審議についての番号1番は関連がありますので、一括して審議することについて、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、一括して事務局の説明を求めます。</p>
事務局	(議案説明)

	<p>申請地の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地であると判断されます。また、その場所以外の代替地も想定できず、申請面積規模が必要最小限であること、また、土砂の流出や崩壊などの排水関係の処理に関しては特に問題は無く、農地法第5条第2項各号に該当する事項は認められません。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された辻農業委員及び榊原推進委員から調査報告をお願いします。</p>
辻委員	<p>調査内容について、ご報告申し上げます。議案第79号1番については転用のための親子間の使用貸借権解約であります。また、議案第81号1番については太陽光の設置のための転用という事であります。所有者は4名、7筆の申請です。昨年農振除外の時と変わってないというところで報告したいと思いましたが、28日に私と榊原推進委員さん、所有者4名のうち〇〇さんと〇〇さんのお母さん、行政書士、施工業者に立ち合いをいただきました。あの方については仕事で立ち合いできないという事で電話での確認を済ませております。了承済みという事です。農振除外の時と内容は変わらないということでしたので、こちらから申し上げた部分は、溜枡の土砂が溜まれば、取り除いてもらうなり災害等ないように進めてもらうようお話をさせていただきました。</p>
榊原推進委員	<p>辻委員の報告のとおりだと思います。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。それでは議案第79号1番及び議案第81号1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決を取ります。</p> <p>議案第79号1番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>

議長	<p>挙手多数と確認いたしました。したがって、議案第79号1番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして、議案第81号1番について、許可相当であると判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、1番は、許可相当と認め、県知事に意見を送付します。続きまして議案第80号、農地法第3条の規定による許可申請審議について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。それでは議案第80号1番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>なお、借受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査等担当された山口農業委員及び木村推進委員から調査報告をお願いします。</p>
山口委員	<p>昨日、木村推進委員さんと、私と、譲渡人、譲受人の方と現地でお話をさせていただきました。申請地は譲受人の方が以前から作られていますが、裏手が山で竹が生えてそれを譲受人の方が切って日当たりを良くなるようにされています。田んぼとしては耕作条件が決して良くはない所を譲り受けられるということですが、本当によく管理をされている状況でした。譲渡人の方も対価はなしでいいですという事で確認をしています。以上です。</p>
木村推進委員	<p>問題ないと思います。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。それでは議案第80号1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>

議長	<p>異議なしと認め、議決を取ります。</p> <p>議案第80号1番について、許可相当であると判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。したがって、1番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして、議案第80号2番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>なお、借受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された山口農業委員及び木村推進委員から調査報告をお願いします。</p>
山口委員	<p>これも、昨日木村推進委員さんと私と、譲渡人、譲受人の方と現地でお話をさせていただきました。譲渡人の方の家の近くの田なのですが、そこにはすでにみかんが植えてある状況でした。みかんは契約栽培的な品種らしくて、単価が決まって安定しているという事で収益性が見込まれるという事でした。譲渡人の方には価格が安いようでしたので、本当にこの値段でいいんですかとお尋ねしましたが、息子たちに引き継ぐよりも自分の代で農業廃止として農地を処分したいという事でした。畑については、田んぼと同時に贈与という形で渡したいという事でした。</p>
木村推進委員	<p>苗を植えたら、立派な米ができるような田んぼだったんですけど、1週間くらい前にみかんの苗を植えられたようです。譲渡人の方は農業廃止ということで、譲受人の方にお任せするという事を話されていました。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。それでは議案第80号2番について、ご異議ご意見ございませんか。</p>
澤山委員	<p>譲渡人の方とは、同級生でよくお話をしていたんですけど、畑の方は4～5年前までは〇〇地区の小作の方が早生みかんを作られていたんですけど、その方が作れなくなってからは枯れてしまって、私に作るならあげる</p>

<p>議長</p>	<p>から作ってくれないかというような感じで農業を辞めたいような感じはしていました。でも、田んぼの値段については、もう少し交渉の仕方があったんじゃないかなと思いますが、もうとにかく譲渡人が農業をしたくない、農地を手放したいという感じではないかと思います。</p> <p>ほかにご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認め、議決を取ります。</p> <p>議案第80号2番について、許可相当であると判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
<p>議長</p>	<p>挙手多数と確認いたしました。したがって、2番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして議案第81号、農地法第5条の規定による許可申請審議について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。それでは議案第81号2番について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>(議案説明)</p> <p>この件につきましては、建築完了後の登記段階にて登記地目が畑であると判明し、申請者より相談を受けました。始末書を添付し転用の申請を行うように指導したことにより、申請にいたったところです。</p> <p>申請地の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地であると判断されます。また、その場所以外の代替地も想定できず、申請面積規模が必要最小限であること、また、土砂の流出や崩壊などの排水関係の処理に関しては特に問題は無く、農地法第5条第2項各号に該当する事項は認められません。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された辻農業委員および榊原推進委員から調査報告をお願いします。</p>
<p>辻委員</p>	<p>事務局から説明がありましたとおり、すでに住居が建っておりました。</p>

	<p>原因についてお尋ねをしたところではありますが、譲渡人の方は以前関東の方にお住まいで昨年9月頃にこちらに永住されて年内に家を建てられたという事でありまして、その間、半年間位、毎月1週間程度ご両親の看病に通われていました。お義母さんが亡くなられて、こちらの方に永住を決断されたということでした。建設等の事由にありますように湿度管理上不適切ということで当初の建設予定地も確認させていただいたところ、傾斜地の下のところに以前納屋があったので解体してそこに建てようと計画されたようですが、大工さんの湿気が非常に多くて同じような状況になりますよとの意見もあって、そこを断念せざるをえなかったという事です。今回、建設されたところは、以前お母さんが花畑のように花壇をされていたという事で、当然庭だろうという認識だったという事があります。家を建て終わって、登記をする段階で登記所の方から指摘を受けたという事で農業委員会に相談に行かれたそうです。非常に認識不足で申し訳ありませんでしたという事で、お会いした時から帰るまで何十回と頭をさげておられました。こういった事は、繰り返しがないようにお願いしたところでもあります。悪意があったというところは感じられませんでしたのでよろしく申し上げます。</p>
<p>榊原推進 委員</p>	<p>特に補足ありません。</p>
<p>議長</p>	<p>調査報告が終わりました。それでは2番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認め、議決を取ります。</p> <p>議案第81号2番について、許可相当であると判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
<p>議長</p>	<p>挙手多数と確認いたしました。したがって、2番は、許可相当と認め、県知事に意見を送付します。</p> <p>続きまして議案第82号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化法による</p>

事務局	<p>賃貸借権設定について、別紙関係人より農用地利用集積計画書を受理したので、審議並びに意見を求めます。</p> <p>それでは議案第82号1番について事務局の説明を求めます</p> <p>(議案説明)</p> <p>以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された山口農業委員及び蕪竹推進委員から調査報告をお願いします。</p>
山口委員	<p>先月26日に、私と蕪竹推進委員さんと貸し手の方と借り手の方の息子さんと現地でお話をさせてもらいました。枯れた木等ありましたが、申請地の周りを借り手の方が作られていて、ここも借りて作りたいという事です。改植して新たなみかんの苗木を植えられるという事です。隣接する農地には昨年植えたとは思えないみかんの木が大きく育っていて、立派な経営者だなと感じました。賃借料については、貸し手の方は要らないと思ってらっしゃいましたが、借り手の方の希望でお支払いされるという事です。</p>
蕪竹推進委員	<p>先程、山口委員さんの言われた説明で間違いないかと思います。補足ではありませんが、近くの荒れた農地もいずれ開拓してやっていきたいと意欲満々でおられるようでした。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは、1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決を取ります。</p> <p>議案第82号1番について、許可相当であると判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p>

	<p>したがって、1番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして議案第83号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定、農業経営基盤強化法による所有権移転について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。</p> <p>お諮りします。次の議案第83号1番及び2番について、譲受人が同じで関連がありますので、一括して審議することについて、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。それでは、一括して事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>本件は2月7日にあっせん会議によって、あっせんが成立した案件になります。今回の農業委員会にかけまして、一旦、売主の方から佐賀県農業公社に所有権が移転されます。その後、4月の農業委員会総会で佐賀県農業公社から買主の方への所有権移転を審議しまして、公社から買主の方へ所有権移転が行われます。〇〇さんが購入予定です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、あっせん委員の山口農業委員及び木村推進委員から補足の説明はありませんか。</p>
山口委員	<p>あっせん会議に出席させていただきました。所有者の方の一人については遠方に住んでおられたので、電話で値段等を確認させていただきました。以上です。</p>
木村推進委員	<p>あっせん会議には出席できませんでしたが、問題ないと思います。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>それでは議案第83号1番及び2番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>

議長	<p>異議なしと認め、議決を取ります。</p> <p>議案第83号1番について、許可相当であると判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。したがって、議案第83号1番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして、2番について、許可相当であると判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。したがって、議案第83号2番は原案どおり認められました。</p> <p>以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。</p> <p>この際、その他の件について、ご発言があれば挙手をお願いいたします。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは、以上をもちまして、太良町農業委員会第21回総会を閉会いたします。</p> <p>委員の皆様方には、長時間にわたり熱心にご審議いただきありがとうございます。おつかれさまでした。</p>

上記のとおり記事の顛末を記載し相違ないことを証明するために署名捺印する。

令和4年3月3日

会 長 秀 島 克 博

議事録署名者 福 江 晋

議事録署名者 川 崎 豊 洋